

法務省民一第634号

平成12年3月13日

法 務 局 長 殿

地 方 法 務 局 長 殿

法 務 省 民 事 局 長

民法の一部を改正する法律等の施行に伴う公証事務の取扱いについて（通達）

民法の一部を改正する法律（平成11年12月8日法律第149号。以下「民法改正法」という。）中遺言の方式の改正に関する部分が本年1月8日に施行され（民法改正法附則1条ただし書）、成年後見制度の改正に関する部分が本年4月1日から施行される（同条本文）が、これらの施行とあわせて、「任意後見契約に関する法律」（平成11年12月8日法律第150号。以下「任意後見契約法」という。）、「後見登記等に関する法律」（平成11年12月8日法律第152号。以下「後見登記法」という。）、「後見登記等に関する政令」（平成12年1月28日政令第24号）、「後見登記等に関する省令」（平成12年1月28日法務省令第2号）及び「任意後見契約に関する法律第3条の規定による証書の様式に関する省令」（平成12年2月24日法務省令第9号。以下「様式令」という。）が同日から施行される。

これらの法令により公証事務に関して改正された事項は、第一に、民法改正法により、公正証書遺言及び秘密証書遺言を手話通訳等の通訳又は筆談により行う手続が設けられたこと、第二に、任意後見契約法により、任意後見制度が設けられたこと、第三に、後見登記法により、成年後見登記制度が設けられ、任意後見契約の公正証書を作成した公証人に登記の嘱託の義務が課せられたことである。

また、民法改正法の施行に伴い、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成11年法律第151号）による公証人法の改正により、公証人の欠格事由及び職務執行の除斥事由が整備され、任意後見制度及び成年後見登記

制度の創設に伴い、「登記手数料令等の一部を改正する政令」（平成12年1月28日政令第25号）により公証人手数料令（平成5年6月25日政令第224号）について、「公証人法施行規則の一部を改正する省令」（平成12年2月24日法務省令第8号）により公証人法施行規則（昭和24年6月1日法務府令第9号）について、それぞれ所要の改正がされている。

改正に係る制度の概要及び公証事務の運用上の留意点は、次のとおりであるので、貴管下公証人及び公証事務を取り扱う法務事務官に周知方取り計らわれない。

記

第1 手話通訳等による遺言

1 遺言の方式に関する改正の趣旨及び概要

民法改正法によって、民法第969条の2の規定が新設された。これにより、口がきけない者（言語機能障害を有する者）又は耳が聞こえない者（聴覚障害を有する者）が遺言公正証書の作成を嘱託した場合には、公証人は、「口述」、「口授」又は「読み聞かせ」の手續に代えて「通訳人の通訳による申述」又は「自書」により、遺言公正証書を作成することができることとされた。

また、民法改正法によって、民法第972条の規定が改正された。これにより、口がきけない者が秘密遺言証書の作成を嘱託した場合には、公証人は、「自書」のほか、「通訳人の通訳」により証書の作成を行うことができることとされた。

これらの改正は、手話の発達した現在の状況等にかんがみ、聴覚又は言語機能に障害を有する者についても、公証人の関与による遺言の適法性の担保などのメリットを有する公正証書遺言を利用することができるようにすべきであるとの社会的要請にこたえ、もって聴覚又は言語機能に障害を有する者の権利擁護に資することを目的とするものである。

なお、これらの改正とあわせて、民法第969条第3号が改正され、読み聞かせに代えて閲覧の方法によることもできることとされた。これは、耳が聞こえない者だけでなく、健常者についても行える一般的な手續とされたものである。

2 手話通訳等による遺言証書の作成

手話通訳等による遺言証書の作成については、通常の遺言証書の作成手續によるほか、次のとおりとする。

(1) 公正証書遺言

ア 遺言者が口がきけない者である場合

証人2人以上の面前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述させ、又は自書させて口授に代える（民法第969条の2第1項）。

ある程度の発話はできるが、聴覚障害等のために発音が不明瞭で、公証人においてその聴取が困難な者も、「口がきけない者」に当たるので、留意する。

手話通訳等の通訳人は、遺言者において確保する必要があるが（公証人法第39条）、必要に応じて、各都道府県の手話通訳派遣協会等を通じて一定の水準の能力を有する手話通訳者を確保することが可能である旨を教示するものとする。

イ 遺言者が耳が聞こえない者である場合

遺言者の口述の内容を筆記し、その筆記内容を通訳人の通訳により嘱託人に伝え、又は遺言者に閲覧させて、筆記の正確性を確認する（民法第969条の2第2項、第969条第3号）。

通訳人の確保については、アと同様である。

ウ 手続の明確化及び証拠化

ア又はイの方式に従って公正証書を作ったときは、その旨をその証書に付記しなければならない（民法第969条の2第3項）。

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、遺言の有効性が訴訟や遺産分割審判で争われた場合の証拠の保全のために、診断書等の提出を求めて証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。これは、民法改正法に基づく手続に限らず、一般の遺言公正証書の作成においても行うものとする。

エ 証人が耳が聞こえない者である場合

証人が耳が聞こえない者である場合には、通訳人の通訳又は閲覧によって筆記内容を証人に伝えることができる（民法第969条の2第2項、第969条第3号）。

(2) 秘密証書遺言

ア 口がきけない者が手話通訳等の通訳を用いて秘密証書によって遺言をする場合には、証人2人以上の面前で、その証書は自己の遺言書である旨並びにその筆者の氏名及び住所を通訳人の通訳により申述させて、民法第970条第1項

第3号の申述に代える（民法第972条第1項）。遺言者が通訳人の通訳により申述したときは、その旨を遺言書の封紙に記載しなければならない（同条第3項）。

口がきけない者の意義及び通訳人の確保については、(1)アと同様である。

イ 手続の明確化及び証拠化

本人の事理を弁識する能力に疑義があるときの取扱いについては、(1)ウと同様である。

第2 任意後見契約の公正証書の作成及び登記の嘱託

1 任意後見制度及び成年後見登記制度の趣旨及び概要

(1) 任意後見制度

任意後見契約法の制定により公的機関の監督を伴う任意代理制度（任意後見制度）が創設された。この制度は、本人が自ら締結した代理権授与を内容とする委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与（家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督）を法制化することにより、本人の意思が反映されたそれぞれの契約の趣旨に沿った本人保護の制度的な枠組みを構築し、もって本人の自己決定を尊重しつつ、その保護を図ることを目的とするものである。

この任意後見契約は、公正証書によってすることを要し（任意後見契約法第3条）、また、任意後見監督人の選任前における任意後見契約の解除は、公証人の認証を受けた書面によることを要することとされた（任意後見契約法第9条第1項）。

(2) 成年後見登記制度

後見登記法の制定により、成年後見登記制度が創設された。この制度は、民法改正法により禁治産及び準禁治産の制度が後見、保佐及び補助の制度に改められ（法定後見制度）、任意後見契約法により新たに任意後見制度が創設されたことに伴い、取引の安全の要請と本人のプライバシー保護の要請との調和を図る観点から、禁治産宣告・準禁治産宣告を受けたことの戸籍記載に代わる法定後見・任意後見の公示方法として創設された登記制度である。

任意後見契約の公正証書を作成したときは、公証人は、成年後見登記事務を取り扱う登記所に対し、任意後見契約の登記の嘱託をしなければならないこととされた（公証人法第57条ノ3第1項）。

2 任意後見契約の意義及び要件

任意後見契約とは、委任者（以下「本人」という。任意後見契約法第2条第2号）が、受任者（以下「任意後見受任者」又は「任意後見人」という。任意後見契約法第2条第3号、第4号）に対し、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部について代理権を付与する委任契約で、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の特約を付したものをいう（任意後見契約法第2条第1号）。

「精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況」とは、少なくとも民法上の補助の要件（民法第14条第1項）に該当する程度以上に事理を弁識する能力が不十分な状況を表す趣旨であり、任意後見契約法第4条第1項所定の任意後見監督人選任の審判の要件と同旨である。

代理権付与の対象となる法律行為は、財産管理に関する法律行為（預貯金の管理・払戻し、不動産その他重要な財産の処分、遺産分割、賃貸借契約の締結・解除等）だけでなく身上監護（生活又は療養看護）に関する法律行為（介護契約、施設入所契約、医療契約等）を含む。

任意後見契約においては、任意後見監督人が選任された時から契約の効力が発生する旨の特約を付すことを要する。すなわち、任意後見監督人の選任が任意後見契約の効力発生の停止条件となるのであり、任意後見人は任意後見監督人の監督の下においてのみ代理権を行使することができるものとすることによって、任意後見人の権限の濫用を防止しようとするものである。また、任意後見契約法上、任意後見契約の停止条件を「任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定め」と規定しているのは、他の停止条件や期限が付加されることによって、任意後見監督人の選任と任意後見契約の効力発生の時期に乖離が生ずることを防止する趣旨である。したがって、本人が意思能力を喪失したことを停止条件とする旨の特約や、本人が一定の年齢（例えば、満80歳）に達した時を始期とする旨の特約を付した契約は、任意後見契約の要件に適合せず、無効である。仮に本人がそのような時点に達するまで任意後見契約の効力の発生を望まない場合には、本人としては、家庭裁判所による任意後見監督人の選任について同意をしなければ、任意後見契約の効力を発生させないことが可能である（任意後見契約法第4条第3項）。

3 任意後見契約の公正証書の作成

任意後見契約の公正証書の作成については、通常の公正証書の作成手続によるほか、次のとおりとする。

(1) 本人との面接等

ア 任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては、本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため、原則として本人と面接するものとする（本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は、公証人法第18条第2項ただし書の「事件ノ性質カ之ヲ許ササル場合」に当たる。）。

イ 本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために、本人が契約の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め、証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

(2) 任意後見契約の公正証書の様式

ア 任意後見契約の公正証書を作成する場合には、公証人法第35条及び第36条の規定により記載すべき事項のほか、本人の出生の年月日及び本籍（外国人にあつては、国籍）を記載しなければならない（様式令第1項）。この際、本人及び任意後見受任者の住所は、住民票上の住所地（外国人の場合は外国人登録上の居住地）を記載する。住民票上の住所地が現住所と異なる場合は、両者を併記するものとする。

本人の氏名、出生の年月日、住所及び本籍（外国人にあつては、国籍）については戸籍謄抄本（外国人にあつては、外国人登録証明書、旅券等）及び住民票の写し（外国人にあつては、外国人登録証明書）を、任意後見受任者の氏名及び住所（法人にあつては、名称又は商号及び主たる事務所又は本店）については住民票の写し（法人にあつては、登記簿謄抄本）を、それぞれ提出させて確認するものとする。

イ 任意後見契約の公正証書は、様式令附録第1号様式又は附録第2号様式（以下これらを併せて「代理権目録」という。）による用紙に、任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を特定して記載して作成しなければならない。作成に用いる用紙は、公証人法施行規則第8条第1項の規定にかかわらず、日本工業

規格B列4番の丈夫な紙とする（同令第2項，第3項）。

ウ 代理権目録には，任意後見人が代理権を行うべき事務（任意後見人が弁護士である場合における訴訟行為を含む。）のみを記載し，事実行為に関する事務は記載しないものとする。

エ 様式令附録第1号様式を用いる場合には，任意後見人が代理権を行うべき事務の事項欄にチェックした上，それ以外の事項については，斜線を引いて職印を押印するものとする。

オ 様式令附録第1号様式に添付する別紙には，同様式中に記載のとおり表題を付するものとする。

カ 様式令附録第2号様式を用いて任意後見人が代理権を行うべき事務の範囲を記載する場合，金融機関との取引に関する事項は，次の要領で対象行為を特定するものとする。

① 金融機関とのすべての取引

② 金融機関との取引のうち，〇〇取引（当座勘定取引，当座勘定取引以外の預金取引，貸金庫・保護預り取引，融資取引，保証取引，担保提供取引，証券取引（国債，公共債，金融債，投資信託及び普通社債），為替取引等）

キ 弁護士である任意後見受任者が代理権を行うべき事務の範囲に訴訟行為が含まれる場合には，代理権目録に訴訟代理権の授権事項を明記するとともに，民事訴訟法第55条第2項に規定する事項について授権する場合には，当該事項を明記するものとする。

ク その他代理権目録の記載については，様式令附録第1号様式及び附録第2号様式の（注）に従うものとする。

(3) 任意後見契約の公正証書の通数

任意後見受任者が数人ある場合には，次に掲げるとおりとする。

ア 任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは，囑託人の選択に従い，各人ごと又は一括して1通の公正証書を作成する（各人ごとに契約は別個となる。）。

イ 権限の共同行使の定めがあるときは，一括して1通の公正証書を作成する（契約は不可分で1個となる。）。

この場合には，代理権目録とは別に「代理権の共同行使の特約目録」にその旨を記載する。また，任意後見受任者の一人

について欠格事由その他不適任の事由があるときは、契約全体について任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない。任意後見契約法第4条第1項）ことを依頼者に教示するものとする（次項ア参照）。

(4) 嘱託人に対する教示等

任意後見契約の公正証書を作成する場合には、次に掲げる事項を嘱託人に教示するものとする。

ア 任意後見契約法第4条第1項各号に規定する事由があるときは、任意後見監督人を選任することができない（任意後見契約の効力が発生しない）こと。なお、当該事由の有無を可能な範囲で確認するものとする。

イ 本人又は任意後見受任者（任意後見人）の氏名・住所・本籍等に変更があった場合には、変更の登記の申請をする必要があること。

ウ 任意後見監督人選任前の解除は、公証人の認証を受けた書面を、任意後見監督人選任後の解除は、家庭裁判所の許可をそれぞれ要すること。

エ 任意後見契約を解除したときは、任意後見監督人の選任の前後を問わず、終了の登記の申請をすべきこと。

オ 任意後見契約の解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本を相手方に送達した上で、その送達を証する書面（例えば、配達証明付内容証明郵便の謄本）を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

カ 合意解除により任意後見の終了の登記の申請をするときは、合意解除の意思表示を記載した書面（任意後見監督人の選任前の解除の場合には、公証人の認証を受けた書面）の原本又は認証ある謄本を登記申請書の添付書類として登記所に提出する必要があること。

(5) 任意後見契約の公正証書の作成手数料等

手数料の額は、任意後見契約一件につき1万1,000円である（公証人手数料令第9条、第16条及び別表参照）。

なお、本人が公証人役場に赴くことができないために出張して公正証書を作成する場合にのみ出張旅費を請求することができ、本人と面接するだけでは原則として出張旅費を請求することはできない（公証人手数料令第43条）。

(6) 任意後見契約の変更

任意後見契約の変更については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

ア 代理権を行うべき事務の範囲を拡張する場合は、既存の任意後見契約を解除して、新たに拡張した代理権を含めた任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること。

イ 代理権を行うべき事務の範囲を縮減する場合は、任意後見契約の一部解除が許されないので、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

ウ 代理権の行使方法（単独行使・共同行使，本人又は第三者の同意の要否等）を変更する場合には、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること。

エ 代理権を行うべき事務以外の事項（例えば、報酬の額等）を変更する場合には、変更契約の公正証書を作成すること。この場合、私署証書による変更契約は認められない。

4 登記の嘱託

公証人法第57条ノ3第1項の規定による登記の嘱託の手続は、次のとおりとする。

(1) 嘱託先の登記所

登記の嘱託は、法務大臣が後見登記法第2条第1項により登記所として指定する法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所に対して行う。平成12年2月24日付け法務省告示第83号により、東京法務局がこの登記所に指定された。

(2) 嘱託書の様式等

ア 公証人法第57条ノ3第2項の登記の嘱託書の様式は、別紙のとおりとする。この嘱託書の用紙は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用いなければならない（公証人法施行規則第8条第2項）。

イ 登記の嘱託書に別紙として添付する「代理権目録」及び「代理権の共同行使の特約目録」は、日本工業規格A列4番の丈夫な紙を用い（ただし、様式令附録第1号様式による場合には、日本工業規格B列4番の用紙を用いることもで

きる。), 12ポイント程度の文字を使用し, 横書で記載する。

ウ 1通の公正証書で複数の任意後見契約が締結されたときは, 契約ごとに登記の嘱託書を作成する。

(3) 嘱託書の記載事項等

登記の嘱託書には, 次に掲げる事項を記載し, 嘱託者である公証人が記名押印しなければならない(後見登記等に関する政令第8条第2項, 第9条第2項)。

ア 嘱託者の氏名及び住所並びに嘱託者の資格

嘱託者の氏名に, 嘱託者の資格として公証人との肩書きを付する。嘱託者の住所については, 公証人役場の所在地を記載する。

イ 登記の事由

「任意後見契約の締結」と記載する。

ウ 登記すべき事項

① 任意後見契約に係る公正証書を作成した公証人の氏名及び所属法務局並びにその証書の番号及び作成の年月日(後見登記法第5条第1号)

② 本人の氏名, 出生の年月日, 住所及び本籍(外国人にあっては, 国籍)
(後見登記法第5条第2号)

氏名には, 片仮名で振り仮名を付し, 住所には, 住民票上の住所(外国人にあっては, 外国人登録上の居住地)を記載するものとする(③において同じ。)

③ 任意後見受任者の氏名及び住所(法人にあっては, 名称又は商号及び主たる事務所又は本店)(後見登記法第5条第3号)

④ 任意後見受任者又は任意後見人の代理権の範囲(後見登記法第5条第4号)

代理権の範囲は, 嘱託書の別紙として, 「代理権目録」に記載する。

様式令附録第1号様式による「代理権目録」に添付する別紙には, 同様式中に記載のとおり表題を付する。

⑤ 数人の任意後見人が共同して代理権を行使すべきことを定めたときは, その定め(後見登記法第5条第5号)

代理権の共同行使の定めは, 嘱託書の別紙として, 「代理権の共同行使の特約目録」に記載する。

エ 登記手数料の額

オ 嘱託の年月日

カ 登記所の表示

(4) 嘱託書の添付書面

登記の嘱託書には、任意後見契約の公正証書の謄本を添付しなければならない（公証人法第57条ノ3第2項）。

(5) 登記手数料の納付

任意後見契約の締結の登記の登記手数料は、1件につき4,000円とされた（登記手数料令第6条の4第1項）。

登記手数料の納付は、登記印紙を登記の嘱託書に貼付してしなければならない（後見登記法第11条第2項、後見登記等に関する省令第26条第1項）。

(6) 嘱託書等の郵送

登記の嘱託書及びその添付書類を登記所に郵送する場合には、書留郵便によらなければならない（後見登記等に関する政令第8条第2項、後見登記等に関する省令第8条）。

(7) 登記の嘱託についての手数料

登記の嘱託についての手数料の額は、1,400円とされた（公証人手数料令第39条の2）。